

令和4年第9回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年9月9日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第9回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦 (欠席)	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員4名】

22番 永露 茂	27番 日野 裕子	34番 平田 美津子
35番 高良 悟		

(※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法3条の規定による許可の取消願について
- ・報告第 3号 農地法5条の規定による許可の取消願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 8号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員
事務局長 松田 勝 久

係 長 松 尾 康 年
事務吏員 渡 辺 晃
事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴 山 利 夫

(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和4年第9回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日は11番鳥巢委員より欠席の届出がありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に12番田中委員、13番中嶋委員を指名いたします。よろしくお願い致します。それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

2ページまで7件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から7番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

3ページをお開きください。次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告第2号について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第2号を終わります。

4ページをお開きください。次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告第3号について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第3号を終わります。

5ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議長 農業振興課。

農業振興課 （柴山）詳細について説明。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

8ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の14番坂田委員、33番柳委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の10番長野委員、36番重光委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の6番小島

委員、22番永露委員を指名いたします。

次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の18番林委員、20番井手委員を指名いたします。

次に審議番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の18番林委員、20番井手委員を指名いたします。

審議番号1番から6番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から6番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

10ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(川波) 朗読をもって説明11ページまで6件ございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議 長

5番武井委員。

5番

(武井委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議 長

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長

9番窪山委員。

- 9番 (窪山委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は妻の姉からの贈与、譲渡人は妹の夫への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号2番について、質問や意見はありますか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
- 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
- 9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
- 9番 (窪山委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号3番について、質問や意見はありますか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
- 11ページをお開きください。
- 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。
- 7番挙手
- 議長 7番椿委員。
- 7番 (椿委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手からの要望、譲渡人は遠方在住のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号4番について、質問や意見はありますか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
- 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。
- 15番挙手
- 議長 15番永井委員。
- 15番 (永井委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
- 推進委員 (「ありません。」)

- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。
 4番挙手
- 議 長 4番末石委員。
 4番 (末石委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は相手方の要望。なお、申請地は平成29年の豪雨災害による被災農地であるため、耕作について危惧されるため、譲受人と私及び推進委員の3人で現地立会を行い3年3作について確認をしています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
 ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
 14時55分まで休憩します。
- 14時31分休憩
 14時55分再開
- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
 12ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
 事務局挙手
- 議 長 事務局。
 事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。1件ございます。
 審議番号1番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は変更前は農業用倉庫の建設、変更後は農業倉庫用地、車庫、及び進入路整備です。変更の理由は農業用倉庫を建設する予定であったが、当初計画の倉庫面積では狭く、また、車庫等も必要としたことから今回、変更申請を行うものです。なお、前回の農地法5条許可は平成17年3月31日となっています。参考事項といたしまして、変更前は農業用倉庫1棟、46.11㎡、変更後は農業用倉庫1棟、143.00㎡、車庫1棟、101.52㎡です。なお、議案第6号—4と関連します。
 ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
 12番挙手
- 議 長 12番田中委員。
 12番 (田中委員) この議案は、平成17年に許可済ですが、許可後から今までの間に農業用倉庫

の建設はされたのでしょうか。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(渡辺)平成17年の許可後に、農業用倉庫を建設してありますが、当初計画のものより大きい倉庫を建設してありますので、今回変更の申請をされたものです。

12番挙手

議 長
12番
議 長

12番田中委員。

(田中委員)わかりました。

他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

13ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(渡辺)議案朗読をもって説明。1件ございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長
9番

9番窪山委員。

(窪山委員)審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、店舗兼自己用住宅の建設です。転用の理由は老朽化による住宅建替に併せ、新規開業するため店舗兼住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、第一種低層住居専用地域、店舗兼住宅1棟202.05㎡、駐車場台数7台、一体開発する宅地460.04㎡です。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は、都市計画用途区域内農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長
全委員

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

14ページをお開きください。次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(渡辺)議案朗読をもって説明。16ページまで7件ございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

- 17番挙手
- 議 長 17番手嶋委員。
- 17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は農業体験施設及びキャンプ場の整備。理由は、自然に囲まれた中で野菜収穫体験ができる施設と、その収穫した野菜を食べ楽しめるようキャンプ場を整備するもの。参考事項といたしまして、事務所40㎡、宿泊棟15㎡を3棟、倉庫15㎡を2棟です。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、都市住民の農業体験・交流を図るための施設。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併処理浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。
- ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 9番挙手
- 議 長 9番窪山委員
- 9番 (窪山委員) 譲受人の株式会社〇〇〇はどのような業務をされてある会社でしょうか。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局
- 事務局 (松田) 以前から遺品整理の仕事をしてありますが、経営多角化を図られたものと思います。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局
- 事務局 (川波) 局長の説明に補足します。法人登記事項証明書の目的事項欄に「農業体験・自然体験施設・キャンプ場・宿泊施設の運営管理及び経営」の記載がありますので、議案書の目的欄に記載をしているところです。
- 9番挙手
- 議 長 9番窪山委員
- 9番 (窪山委員) わかりました。
- 議 長 他に、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。
- 1番挙手
- 議 長 1番徳田委員。
- 1番 (徳田委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は共同住宅の建設、理由は、賃料収入を得るため、共同住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、第1種住居地域、共同住宅1棟59.07㎡、一体開発する宅地151.55㎡。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手
- 議 長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟134.98㎡。農地法の運用は、宅地化が見込まれる区域内の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
15ページをお開きください。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。
13番挙手
- 議 長 13番中嶋委員。
13番 (中嶋委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は農業用倉庫用地、車庫及び進入路の整備。理由は、農業用倉庫の拡大と車庫及び進入路を必要とするため、これらを建設、整備するもの。参考事項といたしまして、農業用倉庫1棟112.90㎡、車庫1棟101.52㎡。なお、議案第4号—1と関連しますが、始末書が添付されています。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
6番挙手
- 議 長 6番小島委員。
6番 (小島委員) 譲受人と譲渡人が同一人物のようですが、その説明をお願いします。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (松尾) 上段記載の143㎡については4条の申請、下段記載の177㎡は5条の申請となりますが、このような場合は、4条・5条それぞれに審議するのではなく、5条にまとめて審議する取扱となります。
6番挙手
- 議 長 6番小島委員。
6番 (小島委員) わかりました。
議 長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次の審議番号5番及び6番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長
議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手
議 長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、実家暮らしで手狭になったため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟129.59㎡、一体開発する宅地53.14㎡。農地法の運用は、その他の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併処理浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)
議 長 審議番号5番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手
議 長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、実家暮らしで手狭になったため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟156.51㎡。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併処理浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)
議 長 審議番号6番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長
議 長 議長を交代しました。

16ページをお開きください。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。

4番挙手

議長
4番

4番末石委員。

(末石委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟115.93㎡。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併処理浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議長

審議番号7番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

17ページをお開きください。

次に、議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題としますが、審議番号3番は譲受人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、13番中嶋委員が関係しますので、審議が終わるまで13番中嶋委員は退室をお願いします。

(13番中嶋委員退室)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局。

事務局

(岩切) 審議番号1番及び2番については、推進機構への売渡しです。審議番号3番及び4番については、推進機構からの買入れです。以上、1番から4番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、議案第7号は承認とし市長へ通知いたします。

審議が終わりましたので、13番中嶋委員の入室をお願いします。

(13番中嶋委員入室)

議長

18ページをお開きください。

次に、議案第8号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局。

事務局

(渡辺) 議案朗読をもって説明。3件ございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。

1番挙手

議 長
1番

1番徳田委員。

(徳田委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、都市計画用途区域内、第一種住居地域、第3種農地、昭和59年に住宅建設しているため、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。

1番挙手

議 長
1番

1番徳田委員。

(徳田委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、都市計画用途区域内、第一種住居地域、第3種農地、20年以上前から公衆用道路課税されているため、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

2番挙手

議 長
2番

2番永露推進委員。

(永露推進委員) これは、私有地が道路となっているということでしょうか、公衆用道路として課税されるということでしょうか。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(川波) この件につきましては、税務課資産税係に確認しましたところ、私有地ですが、課税地目は公衆用道路となっています。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(松尾) 若干補足します。課税地目が公衆用道路であれば、非課税となりますが、私道であれば課税対象の取扱いとなります。

2番挙手

議 長
2番

2番永露推進委員。

(永露推進委員) わかりました。

議 長

他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長

14番坂田委員。

- 14番 (坂田委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして農用地区域外、第2種農地であり現況は水路なので、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- 6番挙手
- 議長 6番小島委員。
- 6番 (小島委員) この水路は、畑かんのための水路でしょうか、それとも個人的な水路のどちらでしょうか。
- 14番挙手
- 議長 14番坂田委員。
- 14番 (坂田委員) これは、個人的な水路ではありません。小石原川から取水した水を流すための水路です。
- 事務局挙手
- 議長 事務局。
- 事務局 (松尾) 現地は、馬田の「ほ場整備地区」の南側のところになります。元々は農業用水路として使用してありましたが、周囲は転用されたため、現在はこの水路を農業用には使用されていませんが、申請人の土地の一部を水路として使用しているという事です。
- 6番挙手
- 議長 6番小島委員。
- 6番 (小島委員) わかりました。
- 議長 他に、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:31)